

報告第 8 号

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見（別添）をつけて報告します。

平成30年 9 月 3 日提出

多可町長 吉 田 一 四

1 健全化判断比率

(単位：%)

	平成 29 年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	—	13.85	20.0	
②連結実質赤字比率	—	18.85	30.0	
③実質公債費比率	16.8	25.0	35.0	
④将来負担比率	37.6	350.0		

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成 29 年度 決 算	経営健全化基準	備考
下水道事業特別会計	—	20.0	
水道事業特別会計	—	20.0	
宅地造成事業特別会計	—	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「—」と記載する。